

平成27年山形村議会第1回定例会

議事日程（第1号）

平成27年3月4日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成27年3月4日

(10日間)

至 平成27年3月13日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 施政方針演説

日程第 7 報告第 1号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 8 同意第 1号

日程第 9 諮問第 1号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第10 議案第 1号

日程第11 議案第 2号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第12 議案第 3号

日程第13 議案第 4号

日程第14 議案第 5号

日程第15 議案第 6号

日程第16 議案第 7号

日程第17 議案第 8号

日程第18 議案第 9号

日程第 1 9 議案第 1 0 号
日程第 2 0 議案第 1 1 号
日程第 2 1 議案第 1 2 号
日程第 2 2 議案第 1 3 号
日程第 2 3 議案第 1 4 号
日程第 2 4 議案第 1 5 号
日程第 2 5 議案第 1 6 号
日程第 2 6 議案第 1 7 号
日程第 2 7 議案第 1 8 号
日程第 2 8 議案第 1 9 号
日程第 2 9 議案第 2 0 号
日程第 3 0 議案第 2 1 号
日程第 3 1 議案第 2 2 号
日程第 3 2 議案第 2 3 号
日程第 3 3 議案第 2 4 号
日程第 3 4 議案第 2 5 号
日程第 3 5 議案第 2 6 号
日程第 3 6 議案第 2 7 号
日程第 3 7 議案第 2 8 号
日程第 3 8 議案第 2 9 号
日程第 3 9 議案第 3 0 号
日程第 4 0 議案第 3 1 号
日程第 4 1 議案の委員会付託について

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君	1 1 番 赤 羽 千 秋 君

12番 三澤 一 男 君
欠席議員（なし）

13番 平 沢 恒 雄 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	百 瀬 久君	副 村 長	中 村 俊 春君
教 育 長	山 口 隆 也君	会 計 管 理 者	小 口 正君
総 務 課 長	中 村 康 利君	税 務 課 長	野 口 英 明君
住 民 課 長	青 沼 永 二君	保 健 福 祉 課 長	塩 原 美 智 代 君
子 育 て 支 援 課 長	倉 科 寛君	保 育 園 長	百 瀬 清君
産 業 振 興 課 長	住 吉 誠君	建 設 水 道 課 長	赤 羽 孝 之 君
教 育 次 長	根 橋 範 男君	総 務 課 主 幹	上 條 憲 治君

事務局職員出席者

事務局 長	籠 田 佐 知 子 君	書 記	児 玉 佳 子 君
-------	-------------	-----	-----------

◎開会の宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより、平成27年第1回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影又は録音等を行うことは禁止されております。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 本日、全員出席で定数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、10番・竹野入恒夫議員、1番・大池俊子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月24日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から3月13日までの10日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございません。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から3月13日までの10日間と決定いたしました。
-

◎村長招集あいさつ

- 議長(平沢恒雄君) 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いいたします。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

- 村長(百瀬 久君) 議員の皆様、おはようございます。本年も早いもので3月3日の桃の節句が過ぎました。先日の雪には驚きましたが、幸いに昨年のような雪害にならず、春を迎えております。今年こそ自然災害のない、平穏な年でありますようお願いしております。

政局は、衆議院解散総選挙、アベノミクス、自民党圧勝の体制で、地方創生の主要財政対策に1兆円を投じ、まち、人、仕事、創生事業として地方の努力を引き出そうとしています。山形村にも地域住民生活等、緊急支援の為の交付金が地域少子喚起生活支援型で1,700万円、地方創生先行型で2,000万円の交付が予定されております。長野県も県と市町村との協議の場を設定し、県と市町村が力を合わせて、長野県の地方創生に取り組むとしています。

今年は私も就任3年目を迎えます。折り返しの年ではありますが、村民の皆様とともに、折り返しではなく、さらに飛躍をする年にしたいと思っております。先日の研修会で、羊の漢字の中に飛躍の意味も含まれているとの話をお聞きしました。そこで、私は山形村を、羊の優しさと、昨年度よりもステップアップしていく元気な羊の姿を重ね合わせ、行政を推進して参りたいと考えておりますので、よろしくご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、平成27年、第1回議会定例会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、全員の皆様にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。26年度は平沢議長を初め、一期生の皆様、初めての議員活動、大変お疲れさまでした。行政を応援していただき、ありがとうございます

いました。全員の議員の皆様が昨年1年間の議会議員活動のご尽力に対し、村民を表しまして心より敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

昨年は、長野県は大きな自然災害をこうむった大変な年でありました。山形村においても、自然災害の重荷を背負った環境でありましたが、特に山形村開村140周年の大きなテーマがありましたので、いろいろなイベントに140周年の冠をつけ、山形村の元気を発信できましたことは、山形村として大変幸せな年でありました。信州山の日、山形村のてっぺんへ「元気のでる鐘」のついたケルンを建設しました。このことは、スローガンとしました確かな歩み、そして未来へと、先人の偉業に経緯を表し、これからの山形村の未来へ躍動する足跡を残すことができましたことは、明るく元気の出る村づくりのよいスタートであったと大変話題性のある活動であったことをうれしく思っております。

また、子育て支援センターの「すくすく」の開設や、ふるさと後援会、朝のラジオ体操会も、その他のイベントも、山形村の歴史をつなぐ大きな節目の通過点の役目を果たしていただきました。それぞれの事業と一緒に活動していただきました議員の皆さん、住民の皆さんはもちろんですが、見守っていただきました村民全員の皆様のご記憶の中に、開村140周年という時間が記憶されますことを切にご期待申し上げます。26年度はすばらしい歴史を刻んだ年だと思っております。

さて、今定例会に提出します案件は、報告1件、同意1件、諮問1件、議案31件の計34案件であります。うち、平成26年度補正予算は6件、平成27年度新年度予算は7件であります。その他の追加議案2件をご審議をいただく予定になっておりますが、大変長丁場ではありますが、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、議員の皆様におかれましては、くれぐれもお体をご自愛され、今議会のご審議にご精励くださいますようお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎諸般の報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりでございますので、ご了承ください。

例月出納検査結果報告以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。

児玉書記。

(事務局書記朗読)

◎行政報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第5、行政報告を行います。

村長より報告願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） 行政報告をいたします。

工事の発注状況についてですが、お手元に配布されております資料の工事発注状況をご覧ください、ご報告に変えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎施政方針演説

○議長（平沢恒雄君） 日程第6、施政方針演説を行います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） それでは、施政方針を述べさせていただきます。

私が山形村の村長に就任しまして、2年が過ぎようとしています。特に平成27年は、任期折り返しの年であります。村民の皆様には付託をいただいた3年目でもありますので、折り返しで戻るのではなく、飛躍して、もう一段ステップアップする年としたいと思っております。

私は就任当初より、安心、安全、福祉増進、子育て支援を基本に、村益重視、村の発展、住民サービスの向上等を目指して鋭意努力してまいりました。特に昨年、26年は山形村開村140周年という節目の年でありましたので、日本一明るく元気な村づくりに、山形村の元気を村内外に発信させていただきました。村民の皆様には大変ご協力、ご支援をいただきました結果、明るい話題が提供でき、山形村の元気を発信できましたことに心より御礼申し上げます。

ここに平成27年度第1回山形村村議会定例会にあたりまして、平成27年度施政

方針を述べさせていただき、議員の皆様初め、村民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思っております。平成27年度は国がふるさと創生、地方創生の方針から緊急の補正予算を取り組んで、地方を支援する年でもあります。村もこれに合わせて補正予算を組み対応、プレミアム商品券の発行やふるさと再生事業等の実施で対応してまいりたいと考えております。

さて、平成27年度の施政方針ですが、私のモットーであります日本一明るく元気な村づくりを基本とします。これを後押しする平成27年度一般会計当初予算は、歳入、歳出総額とも、34億8,900万円を見込みました。26年度一般会計当初予算総額は、30億7,300万円でありましたので、比較し、4億1,600万円増。明るく元気な健康づくり予算といたしました。キャッチフレーズは、健康と農業、健康と観光、健康と福祉、子育て支援日本一であります。

国政の目下の課題は、地方での人口減少対策であります。山形村も少子化で、国の統計数値からは人口減が予想されています。人口減を少しでも抑えて、子育てしやすい、住みやすい、高齢化福祉の充実を目指し、山形村に来て、住んでよかったという村づくりをめざしていきたいと考えます。

そこで、これからの大きな課題は、団塊の世代は皆さん一斉に後期高齢者を迎えます2025年度問題にあります。全員の方が今のままで元気であればよろしいのですが、大勢の方の入院や高額な医療費など、介護医療と高齢者福祉の環境が変わっていくことが予想されます。特に国保、介護分野では、財政的にも非常に厳しい環境になっていくことが心配されます。村民皆様の健康保持、増進は大きな課題であります。したがって、山形村の次の目標であります開村150周年に向けて、健康寿命延伸の村づくりを柱に、大勢の皆様のを借り、健康づくり事業を立ち上げ、日本一元気な村づくりを推進していきたいと思っております。議員の皆様には、これからも限りないご協力とご支援をお願いするものであります。

次に、27年度明るく元気な健康づくり予算で、新たにまた重点を置いた具体的な方針項目について申し上げます。ご理解していただきやすいように、山形村の基本構想の分野別目標に沿って申し上げます。

1番目の「健康で安心して暮らせるやまがた」では、主に10項目。長野県は全国トップクラスの長寿県です。山形村も健康寿命延伸の村づくりを進めてまいります。福祉の充実はもちろんであります。子育て支援も大切であります。この部門では、山形村に住んでよかった、暮らしてよかったと思っただけの村づくりであります。

人口減少への対策や長寿対策、子ども子育てや悩みを抱える親御さんの相談や、運動習慣を身につけて生活習慣病の予防から介護、高齢者支援に至るまで、山形村の一貫した確かな暮らしを実現する分野であります。

具体的な施策では、健康寿命延伸事業実行委員会の開催、開村150周年目を目標に、山形村の健康寿命延伸施策を検討する委員会を立ち上げます。これは長期の活動の開始となります。それから、ふれあい児童館の整備、乳幼児全戸訪問事業や養育支援訪問、発達検査や言葉の相談事業、それから遊具施設の設置、子育て支援センターすくすく祭りの実施、障がい者（虐待防止）地域生活支援、自立支援、就労支援等の事業、それから保健衛生、健康イベント事業の開催、長寿記念事業の実施、災害時安否確認や要保護・要支援者名簿作成等々の事業であります。

2番目の「快適で安全な住み易いやまがた」では、5項目挙げました。自然環境の保全とともに、生活環境や住空間の充実や整備が求められている分野であります。昨年も住民サービスの向上で、幾つもの施策を実施してきました。今年も生活環境の充実と住民サービスの向上に努めます。具体的には、第3次山形村環境基本計画の策定、道路河川不法投棄監視・回収事業、資源瓶回収コンテナ導入、ごみ減量運動推進グッズの製作、住基ネット統合端末用タッチパネルの導入等々であります。

3番目の「豊かで活力と交流に満ちたやまがた」では14項目。山形村の元気の創出は、観光と農林商工業の振興であります。昨年も村の基幹産業の振興や、地域経済の活性化を推進してきました。新年度も清水高原の整備や、村外の市町村との交流や、地域の企業の雇用の創出に、リフォーム事業の継続や銀座長野サテライトショップで特産の長いもの料理をふるまい、山形村のPRを考えております。

観光は松本空港の活性化や、松本広域連合の行う事業にも参加をします。山形村が地域の中で光り輝くように、各種の助成金、補助金を有効に活用し、山形村の持っている人、もの、土地、自然の財産を大切にしていく事業であります。具体的には、次の事業を計画しております。まず、銀座NAGANOでの山形村のPR。商工業振興・住宅リフォーム事業の補助継続、風食防止対策補助金助成事業継続拡充、リンゴ産地再生モデル事業の助成、松本広域鳥獣被害防止総合対策、農業、林業助成及び負担金の拡充や鳥獣被害対策隊の充実整備、国営かんがい排水事業中信平2期地区事業の負担。これは実施済みの事業への負担であります。農業用水排水施設整備の事業、多面的機能支払交付金事業、林業関係対策で松くい虫対策。それから展望台三角地点登山道の整備事業、林道維持管理、林業整備事業、小樽市、河津町等観光交流事業の促進、

山形村観光パンフレット作成、観光シンボルの研究、松本山雅F C応援事業の継続実施等々であります。

4つ目の項目としまして、「次世代を担う人と文化を育むやまがた」は8項目あります。長野県は信州教育への信頼回復として新たな教員向け研修や教職員及び学校評価制度等の改善を図ってきています。地域に開かれた信頼される学校づくりとして、信州型コミュニティスクールを推進しています。山形村ではいち早くこれに取り組み、学校支援地域本部を推進しています。常に時代を見据えた学校教育、社会教育活動に山形村は支えられております。今後も協力をよろしく申し上げます。小学校校医、保育園園医の報酬の改善、信州型コミュニティスクール事業の成長発展と事業継続、宝くじまちの音楽祭開催。今年の大きな話題の事業と思います。野外運動広場芝生管理事業、小学校教材備品購入、学校運営協議会、新生活運動推進協議会事業、海洋センター維持管理事業、スポーツ備品購入等々であります。

5つ目の「更なる発展への基盤が整ったやまがた」は4項目挙げました。長野県は北陸新幹線やリニア新幹線等、高速交通網の整備に力を入れてきましたが、中信地区は大変遅れています。先月、篠ノ井線の複線化や千曲市新駅を利用して首都圏との交通に時間短縮への事業提案が表面化をしてみりました。また、金沢や北陸の観光客を中部縦貫道で松本へ呼び込むための国道158号線も含めて、道路整備促進期成同盟会の動きも出てきました。そうした中で、自然環境を守り、水資源の保全のため、村内の道路や河川の整備を進めていかなければなりません。村内の県道整備は県に要望し、村道については地域づくりや各区長に意見を聞いて計画的に進めていきますので、ご協力をお願いします。建築物耐震事業、診断補強事業の継続、道路維持管理、4メートル未満道路舗装事業の継続、道路新設改良工事の実施、河川改良事業の実施等々であります。

6つ目の「皆でつくる自立したやまがた」は6項目を挙げました。今年度、特に重点を置く事業は、危機管理体制、防災管理体制の構築であります。一番大事なことは、いざというときの住民への情報の伝達の徹底であります。危機管理や防災対策への体制整備の確立を図ります。昨年は自然災害の多い年でありました。幸いに、人命に及ぼす影響は、熊に被害に遭われました2名の方のみでありましたが、今後心配されます牛伏寺断層地震や南海トラフ地震、また豪雨災害等、自然災害への対応は万全ではありません。首長としての責務は住民の生命と財産を守ることにあります。防災訓練も元気なことが前提の訓練であります。起こりうる災害への対策は不十分であります。

そこで、災害避難伝達の徹底を図る、防災行政無線の導入を最優先で行います。避難安否確認や災害を想定した訓練の検討にも入ります。検討委員会や協議会を設置いたしますので、ご協力をお願いいたします。

防災行政無線設計監理・整備関係事業、日本一明るく元気な村づくり事業の継続、マイナンバー制対応業務、例規整備事業、固定資産台帳整備事業委託、防災救護備品、災害備蓄品等購入助成、委員会の設置、地域公共交通検討会議、地域づくり推進協議会、防災行政無線事業推進委員会等々であります。この他、総合計画に沿って、従来から継続をしています事業や各課・各種委員会の事業は説明を省略させていただきましたが、当然、実行していきますので、フォローをしていきます。また、次のハード事業面では、ふるさと伝承館の改築や東原、大池原地区の農道排水整備等が控えておりますが、実施計画に沿って検討してまいりたいと思っております。

以上、村政運営の基本姿勢並びに平成27年度予算案と実施概要を申し上げてまいりましたが、元気な山形村をつくり上げていくためには、村民一人ひとりをはじめとして、各区役員並びに各種委員等の皆様が今年の行政施策を実施する上で、参加をしていることを実感し、事業の成果や結果を共有化して、やりがいや楽しさが伝わる行政が百瀬村政のカラーであります。また、生活をする上で発生します問題、課題、クレーム、不満は、山形村が発展していく上でのアイデアや工夫の基であると考えます。全ての対応を行政でできるものではありませんが、議員の皆様や村民の皆様と分担をすみ分けするなどして、協働の村づくりをお願いするとともに、重ねて日本一明るく元気な村づくりに、平成27年度山形村行政へのご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。私の施政方針といたします。よろしくをお願いいたします。

◎報告第1号

○議長（平沢恒雄君） 日程第7、報告第1号「山形村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について」を議題とします。村長より報告を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 報告第1号、山形村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてのご報告を申し上げます。

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることで、国民の生命及び健康を保

護し、生活や経済への影響を最小にすることを目的とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に制定されました。

本法律において、国や地方公共団体、指定された公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、行動計画の作成が義務づけられたところです。

本村においても、上位計画である長野県インフルエンザ等対策行動計画に基づき、松本保健福祉事務所、村内医療機関、庁内関係部署から意見を聴取し、本行動計画を策定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の説明が終了しました。詳細説明があれば、これを許します。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 議員の皆さんには先ほど資料の差し替えということで、お手数をかけまして申しわけございませんでした。訂正の内容でございますけれども、2行目にあります特別措置法の第8条第6項という表現がございますが、前回資料の方で第5項という項目が入っておりまして、これは誤りでありますので、この分をまず除かせていただいたということと、それから、この条項によりまして、村が作成して議会に報告という形でございます。

その関係で、2枚目、27年2月に策定をしたという日付をまず入れさせてもらったこと。それから最後の策定の経過の中に、議会の方に報告して、了承された日付が前回が入っていましたが、ここは削除させていただいたという内容でございます。

いずれにしても、長野県内、国の方から11月末をめどに作成を指示されておりましたけれども、若干時間を要しまして、県の松本保健福祉事務所等の指導をいただきまして、素案を示し、訂正等をいただいた中で、村としまして策定をしたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 山形村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についての報告が終わりました。それでは、報告第1号について、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。以上で報告第1号山形村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定については終了いたします。

◎同意第1号、諮問第1号

○議長（平沢恒雄君） 日程第8及び日程第9は、人事に関する議案でありますので、一括議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） 第1号、ただいま一括議題といたしました同意第1号、諮問第1号の議案について、村長より提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは同意第1号から申し上げます。「山形村固定資産評価審査委員会委員の選出について」であります。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の価格に対する不服を審査決定するために市町村に設置するものとして、地方税法に定められ、村税条例により3人の委員で組織されています。

この審査委員会の委員であります平沢秀元さんにつきましては、本年4月19日をもって3年間の任期満了となりますが、引き続き平沢秀元さんを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

固定資産の評価という適正と均衡の確保が求められる問題に関する不服の処理は、村の固定資産の実態を熟知し、中立公正で慎重に審査を行うことが重要であり、平沢秀元さんにゆだねることが適切と考え、選任したいと思います。ご同意をよろしくお願いいたします。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての説明を申し上げます。現在、人権擁護委員であります中村哲久人権擁護委員が6月30日をもって任期満了となることに伴い、法務大臣から長野地方務局長を通じて、山形村長に対し、委員候補者の推薦依頼がありました。

村としましては再び中村哲久氏を推薦したいと考えており、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、村議会の意見を聞いて、法務大臣に委員候補者を推薦することになっているため、議会の意見をお聞かせ願うものであります。

中村哲久氏は、見識は高く、これまでの委員経験の中でも人権問題の解決や人権思想の普及・向上のために活躍されており、また男女共同参画計画推進委員会委員長を

務めるなど、引き続き人権擁護委員として適任と存じますので、推薦についてご審議をお願いいたします。

- 議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。ここで議案審査についてお諮りします。議会運営委員会において、同意第1号、諮問第1号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、細部について詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、同意第1号及び諮問第1号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで、休憩します。休憩。

（午前 9時38分）

- 議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時45分）

- 議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題としました日程第8、同意第1号の議案についてお諮りいたします。本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、同意第1号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9、諮問第1号についてお諮りいたします。本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり答申することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり答申することに決定しました。

◎議案第1号

○議長(平沢恒雄君) 日程第10、議案第1号「南堀連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第1号「南堀連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」の説明を申し上げます。

平成27年1月15日付で、下竹田南堀連絡班集会所の敷地について、共有者名義人及び南堀連絡長から村に寄附採納願が提出されました。寄附にあたり、条件が付されているため、負担付寄附の受け入れと認められますので、地方自治法第96条第1項第9号の規定によりまして、議会の議決を求めます。

ご審議をよろしく願います。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長(中村康利君) お手元の資料に寄附採納願が参考資料としてつけてあります。その中で、南堀連絡長・百瀬純雄さんからの要望の中で3番目としまして、集会所用地以外に使用するときには南堀連絡班へ土地を帰属されたいという条項が載っておりますが、現時点での受け入れという形の中で、地権者からの申し入れの条件という形で、2点のみをそこには記載させていただいております。よろしく願います。

○議長(平沢恒雄君) 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第1号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第1号「南堀連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第2号

○議長（平沢恒雄君） 日程第11、議案第2号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） 議案第2号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」の提案説明を申し上げます。

長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてであります。山形村が加盟、共同設置しております長野県町村公平委員会に4月1日付けで新たに加入予定の1団体と、名称変更が1団体あり、地方自治法第252条7第2項の規定により、加入及び名称変更を認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を変更するため、議会の決議を求めるものです。ご審議をよろしく願います。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（中村康利君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） それでは、議案第2号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、同意第2号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第3号

○議長（平沢恒雄君） 日程第12、議案第3号「山形村道路線の認定について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第3号「山形村道路線の認定について」の説明を申し上げます。

小坂寺林地区で行われた中信平二期農業水利事業の実施に伴い、右岸上段幹線水路の整備を行うための管理用道路につきまして、隣接する山林等の通行にも必要な道路であることから、道路法第8条第2項の規定により、村道路線に認定しようとするものであります。また、所有について、村道認定後には国から村へ贈与を受けるものであります。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） それでは、議案第3号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑はありませんか。質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第4号

○議長（平沢恒雄君） 日程第13、議案第4号「山形村ふれあいの館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第4号「山形村ふれあいの館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

この条例は、平成6年に建設されたふれあいの館はデイサービスセンター、児童館などの機能を備えた複合施設としてお年寄りと子どもたちの交流をする施設として、名称を「山形村ふれあいの館」としましたが、建設から20年を経過した現在、デイサービスセンターの移転により、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援事業を実施しており、児童館施設と認識されている方が多いため、名称を「山形村ふれあいの館」から「山形村ふれあい児童館」に改正するものです。

ご審議をよろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○子育て支援課長（倉科 寛君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第4号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第 5 号

○議長（平沢恒雄君） 日程第 1 4、議案第 5 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第 5 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」提案説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年 6 月 2 0 日に公布され、本年 4 月 1 日から施行されることになりました。法律の一部改正の主な内容は、教育行政の責任体制を明確にするため、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くこと。また、村長と教育委員会が協議・調整する場として、総合教育会議を置くこととなっています。なお、一部改正法の附則には、旧教育長に関する経過措置が示されており、本年 4 月 1 日現在、引き続き在職する教育長については、その教育委員会の委員としての任期中は改正前の法律の規定に従い、教育長として在職することとなります。

経過措置に規定がされていない法律の一部改正の内容については、本年 4 月 1 日から施行されること、また、教育長が欠けたときの対応など考慮し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の執行に伴い、改正が必要な条例を一括して改正することとしました。

まず、山形村職員定数条例の一部改正ですが、今まで教育長は特別職の立場と一般職の立場をあわせ持っていましたが、法律の改正により、特別職の身分となりました。このため、教育長について、一般職の身分を前提にした山形村職員定数条例の規定について改正をするものです。

次に、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正ですが、新たな教育長については、法律の改正により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に職務専念義務の規定が盛り込まれました。このため、引用する法律名及び条項等を追加す

るとともに、職務専念義務免除の承認について、任命権者を教育委員会と読み替える規定を追加するものです。

次に、特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部改正ですが、この改正につきましても、教育長の立場について、一般職を前提に規定してあったものを、常勤の特別職とするための改正であります。

なお、それぞれの一部改正条例の施行日は本年4月1日ですが、一部改正条例それぞれに経過処置を置き、本年4月1日現在、引き続き在職する教育長については、教育委員としての任期中に限り、改正前の条例の規定が効力を有することとしました。

以上、主な改正内容について申し上げましたが、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○教育委員会次長（根橋範男君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第5号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第6号

○議長（平沢恒雄君） 日程第15、議案第6号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第6号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育委員長及び教育委員長職務代理者がなくなることになりました。このため、非常勤特別職の教育委員長と教育委員長職務代理者の規定を削るものです。また、保育園医及び学校医の報酬額を改めるとともに、行政執行機関の附属機関として位置づけられるふれ

あい児童館運営委員会委員及び学校運営協議会委員を追加し、ふれあいの館運営委員会及び次世代育成支援評価委員会委員を削るための改正であります。

なお、経過措置として、本年4月1日現在、引き続き在職する教育長がいる場合、その教育長が教育委員としての任期中に限り、教育委員長及び教育委員長職務代理者の報酬額の規定は改正前の規定が効力を有することとしました。

以上、改正内容について申し上げましたが、ご審議をよろしく願いたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

それでは、議案第5号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番上条浩堂です。今の報酬の改正案の中の、特に保育園医と小学校医についておたずねしますが、その項目によっては倍どころではない、3倍以上、4倍に迫るような改正もあるのだけれども、これは何か基準をもとにこういう改正を行おうとしているのか、その詳細説明を求めたい。

○議長（平沢恒雄君） 教育委員会、根橋次長。

○教育委員会次長（根橋範男君） それでは学校医の改訂しようとする内容について申し上げます。

山形村の学校医につきましては、塩筑の管内で報酬額が今まで最も低い状況でありました。特に塩筑医師会を通じて、改訂の強い要請があったわけではないのですが、近隣の市町村の状況から見て、やはり改訂をしておくことが必要だろうということで、報酬額について周辺市町村の状況を調査いたしました。

改訂をする基準をどこの市町村の報酬額にするかということで検討しましたけれども、鉢盛中学校の学校医の報酬を基準に山形小学校の学校医報酬を改訂するという方向で決定をいたしました。

その理由としましては、中学校区としては学校区が、山形村の場合には鉢盛中学になります。したがって、整合性を図るという観点から、山形小学校の学校医についても、鉢盛中学校医を基準に改訂をするということにいたしました。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員、よろしいですか。

○2番（上条浩堂君） はい。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第7号

○議長（平沢恒雄君） 日程第16、議案第7号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 議案第7号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

地方公務員法第14条第1項の規定によりまして、給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するよう臨時適当な措置を講じなければならないとされています。

平成26年度の人事院勧告において出された給与制度の総合的見直しの内容を踏まえて、一般職の給与月額、管理職員の特別勤務手当の改訂を行うものでございます。

民間との給与差の観点から、俸給水準の平均2%の引き下げを行います。

若年層の号給については引き下げなしとし、50歳台後半層における号俸を最大で4%程度の引き下げとなっております。

この引き下げに際しまして、3年間の経過措置を講じ、新俸給表への円滑な移行を図るものでございます。50代後半層で実施しております1.5%の減額措置につきましては、当分の間とされていた期間を平成30年3月31日までとするものです。

管理職員特別勤務手当につきましては、管理職員が災害への対処等、臨時及び緊急により平日、深夜に勤務した場合の手当の支給範囲を改訂するものでございます。

実施時期についてであります。平成27年4月1日からの施行としております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（中村康利君） 一般職の職員の給与に関する条例につきましては、昨年11月の段階で、26年度分の給与、手当の引き上げについては第1段階としまして、条例改正をしていただいたところでございます。その折に、平成27年度からの給与

の総合見直しという形の中で条例改正を予定するというお話を申し上げました。

他の自治体におきましては、11月、12月の議会の段階で、2段階を一括して条例改正を行った市町村もございますけれども、村におきましてはそのときの話のとおり、3月議会でということございましたので、今回、総合見直しのための改正を行うという状況でございます。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第7号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第8号

○議長（平沢恒雄君） 日程第17、議案第8号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第8号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

平成27年度より個人番号制度が導入されますが、この制度により、個人番号の通知カードや個人番号カードが交付されることとなります。

現在、最初の交付につきましては無料で行われる計画ですが、再交付の場合は手数料が必要とされることから、村の手数料徴収条例に料金の規定を設けるものです。

このご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○住民課長（青沼永二君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明は終わりました。

それでは、議案第8号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第9号

○議長（平沢恒雄君） 日程第18、議案第9号「山形村農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） 議案第9号「山形村農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

エポック館の農産加工施設において、みそづくりは多くの方に利用をいただいています。現在、白米を使用してみそづくりを行っていますが、世間における健康志向が強まっていることに伴い、玄米使用のみそづくりのニーズが高まっています。今回、それに応えるため、使用量の品目に玄米を加え、条例の一部改正をお願いするものです。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（中村康利君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第9について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第10～議案第11号

○議長（平沢恒雄君） 日程第19、議案第10及び日程第20、議案第11号を一括

して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

児玉書記。

(事務局書記朗読)

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題とした議案第10号から議案第11号について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） 議案第10号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」、議案第11号「山形村地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の2条例について、関連がありますので、一括して提案説明を申し上げます。

介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援事業の運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準と、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定めるため、提案するものです。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 先ほどは差し替えをお願い申しまして、申しわけございませんでした。

それでは、関連性がありますので、議案第10号、議案第11号につきまして、一括して詳細説明を申し上げたいと思います。

地域の実勢及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、略称としまして地方分権一括法の第3次地方分権一括法により、介護保険法の一部が改正され、これまで法令で定められておりました基準を、国の基準をもとに、条例で定めることとなりました。条例制定にあたりましては、厚生労働省令で定める基準に従い、または三者として条例を定めることとされております。

初めに、議案第10号の概要ですが、1ページをご覧ください。指定介護予防支援の事業者の基準及び支援に関する基準を条例で定めるものです。指定介護予防支援とは、要支援の利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことのできる

よう支援を行うものです。

指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該事業者の員数、指定介護予防支援の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして、省令で定められるものにつきましては省令どおりの基準とし、参酌すべき基準につきましては介護報酬の過誤請求等に対応できるよう記録の整備期間、2年とありますものを村としては5年間としております。

次に議案第11号の概要です。1ページをご覧ください。高齢者のための総合機関として設置している地域包括支援センターについて、設置者が事業を実施するために必要な基準を条例で定めるものです。地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数及び運営基準につきまして、省令どおりの基準としております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

これより、議案第10号及び議案第11号について、一括して質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第12号

○議長（平沢恒雄君） 日程第21、議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げます。

この3月をもちまして、第5期介護保険事業計画が終了し、4月から3カ年の第6期計画に入ることになります。要介護認定者数の増加や各種介護サービス需要量の増

加が見込まれていることから、所得に応じた保険料の区分を現在の8段階から9段階に細分化いたしまして、月額基準額では現行の4,780円から5,660円に改正するものです。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） それでは詳細説明を申し上げます。先ほどの尊重の提案説明にもございましたように、今回提出いたしました保険料の改正案は、新旧対照表にありますように、基準額を第5期よりも18.4%アップの年額としまして、6万7,920円としまして、所得に応じました保険料の区分を現在の8段階から、国の基準と同様の9段階に細分化いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第12号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 8番、大月民夫です。具体的な条例改正に関する審議は委員会の方に付託してお願いいたしますが、提案の段階で、今回、段階による算定方法が部分的ではありますが、大きく改められていると思われます。その要因といいますか、根拠は提案時にぜひ説明をいただきたいということで、質疑をいたします。

具体的に申し上げますと、私、今までの基準値というのが第4段階だったものから、それをもとに申し上げますけれども、第4段階、今回、第5段階が基準額と今お話がございましたが、今まで第4段階を基準額とした場合、第2号段階はこれまで基準額の半額でした。今回の提案では20%にも満たない減額率で、結果的にこの段階の方々は今までの倍近い保険料になってしまっております。

一方、第5段階、今回基準額になるみたいですがけれども、これは今までの第4段階に比べて2割アップぐらいだったのですが、今回は約1割アップにとどまっております。保険料ではわずかではあります、減額になっております。この辺が非常に村民にとってはわかりにくい面があるものですから、この辺のわかりやすい説明を提案時にお願ひできたらと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対し、塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 今ほどご指摘がございました保険料の所得段階でございますけれども、従来の第1段階と第2段階が新しい6期では、現在の第2段階の方も6期計画では第1段階というふうになってまいります。

それから、現在の第3段階の方が一部の方は第2段階、また一部の方は第3段階ということで、国の示す本人年金収入等の基準額に応じて、従来の段階が下がる方もいらっしゃるれば、同じ段階で動かれる方もあるというような状況になっております。

村基準におきましては、先ほど説明いたしましたように第5段階が基準額となりますので、負荷率1.0になりますが、第1段階については0.5、第2、第3段階については基準額の0.75、第6段階が1.2、第7段階が1.3、第8段階が1.5、第9段階が1.7というふうになってまいります。

なお、急激な上昇緩和のために、特別の軽減措置といたしまして、第1段階の方は平成27年、28年が0.45に抑制がかかります。それから、29年につきましては0.3に軽減されるということになっております。また、第2段階の方につきましては、平成29年に0.5、第3段階の方につきましては平成29年に0.7に軽減措置が実施されるというような状況になっております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員、よろしいですか。

○8番（大月民夫君） 今日の段階でいろいろ申すつもりはございませんが、段階区分、その条件を委員会のおきにはちゃんと資料を提出していただいて、ご審議を要望しておきます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ほかに質疑はありませんか。

質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第13号～議案第15号

○議長（平沢恒雄君） 日程第22、議案第13号から日程第24、議案第15号までを一括議題とします。

書記をして、各議案の朗読を行います。

児玉書記。

(事務局書記朗読)

- 議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題とした議案第13号から議案第15号について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

- 村長（百瀬 久君） 議案第13号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第14号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第15号「山形村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の3条例について、関連がありますので、一括して提案説明を申し上げます。

介護保険法が一部改正されたことに伴い、市町村の条例に委任されていることから、3条例について、あわせて一部改正を行うものです。

ご審議をよろしく申し上げます。

- 議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。議案第13号から議案第15号までについての詳細説明はありますか。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（塩原美智代君） 初めに、議案第13号の概要ですが、指定地域密着型サービスの事業の複合型サービスにつきまして、省令に基づき、看護小規模多機能型居宅介護とする名称変更を行い、定期巡回随時対応型訪問介護看護ほか、それぞれのサービスの従業者の員数の利用定員、設備及び運営に関する基準について、省令の基準どおりとしております。

主な点は、小規模多機能型居宅介護の登録定員が25人を超える場合の利用定員数について、また、認知症対応型通所介護事業所において通所介護以外の夜間及び深夜のサービスを提供する場合には、事前に村長に届け出ることとなっております。

次に、議案第14号の概要ですが、要支援者を対象とする指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備、運営、支援方法につきましては、議案第13号と同

様に省令の基準どおりとしております。

議案第15号の概要ですが、介護予防支援事業の人員及び運営等に関する基準について、市町村の条例に委任されたことにより、山形村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例に、介護予防支援事業所を追加し、資格要件を法人であることと規定するものとなります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

これより議案第13号及び議案第14号、議案第15号について、一括して質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

日程第25、議案第16号に移る前に、休憩を取りたいと思いますので、休憩といたします。場内の時計で50分まで休憩といたします。

（午前10時40分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時50分）

◎議案第16号～議案第17号

○議長（平沢恒雄君） 日程第25、議案第16号と日程第26、議案第17号を一括議題とします。書記をして、各議案の朗読を行います。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題といたしました議案第16号と議案第17号について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第16号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について」、議案第17号「山形村保育所条例の制定について」関連がありますので、まとめて提案説明を申し上げます。

この条例の制定は、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するための子ども子育て支援法が公布され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていく子ども子育て支援新制度が平成27年4月より本施行されるにあたり、教育・保育給付に係る利用者負担額と新たな山形村保育所条例を定めるものです。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。議案第16号と議案第17号の詳細説明、ありますか。

倉科子育て支援課長。

○子育て支援課長(倉科 寛君) 議案第16号の「山形村教育・保育給付に係る利用者負担を定める条例」の補足説明を申し上げます。

第3条につきましては、利用者負担額、これは現在の保育料でございます。これについて規定してございます。第1号につきましては、幼稚園等の利用者負担額を、第2号につきましては保育園等の利用者負担額を規定してございます。

次に、別表をご覧いただきたいと思っております。別表2で説明させていただきます。この別表2につきましては、保育所の利用者負担額になります。別表中、保育標準時間とはございますけれども、これは午前7時半から午後6時半までの11時間保育、あとは保育短時間につきましては、午前8時半から午後4時半までの8時間保育をいいます。現行の保育料との改正点でございますけれども、保護者の軽減負担を図るため、階層を現在の7階層から12階層に増やしてございます。

次に、利用者負担額につきましては、保育短時間につきましては一部の階層を除きまして、現行の保育料より低い金額に設定してございます。27年度で旧年少扶養控除に係る再算定を置かないため、現在の階層区分より高い階層になります。

次に、備考の3の階層区分の判定であります。本年度は6月までは暫定で所得税や住民税が確定しました7月から本算定を行いまして、精算しまして、階層を決定し

ておりましたが、27年度からは4月から8月までにつきましては前年度の市町村民税、所得割課税額で、9月以降は当該年度の市町村民税、所得割課税額で決定いたします。

次に、備考の5の母子世帯の軽減がありますが、現行の2階層はゼロになっておりますが、それに加えて、新たに3、4階層の世帯につきましては800円を軽減いたします。

次に備考6の18歳以下の児童が3人以上いる世帯につきまして、第3子以降のお子さんにつきまして、6,000円を軽減し、2階層の3歳以上の児童はゼロ円といたします。

次に、議案第17号の「山形村保育所条例」の補足説明を申し上げます。この条例につきましては、現在の山形村保育所条例の全部を改正し、新たに制定するものでございます。第2条につきましては、保育所の名称統一で、山形保育園を記載してございます。第3条は、保育所は児童に対する保育を行い、保育の必要量、これにつきましては先ほども申しましたように保育標準時間は11時間、保育短時間は8時間。それと、第5条第3項に掲げる児童とございますが、これにつきましては1日当たり4時間を標準としまして、期間は39週以上の範囲内においてと規定してございます。

第5条につきましては、保育を受けることができる資格を有する者を規定し、第1号は3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労、疾病等の理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である者。第2号につきましては、3歳未満で、今言った、同じく家庭において必要な保育を受けることが困難である者。第3号につきましては、幼稚園等の利用を希望されている児童が地域に入園できる幼稚園がない等の理由により、保育所において保育する必要があると認めた者を指定してございます。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

これより、議案第16号及び議案第17号について、一括して質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは質疑のある議員の発言を許します。

大池議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。細かなところは委員会の方でお聞きしたいと

思うのですが、ちょっと理解しにくいところがあって、説明をお願いしたいと思いません。

別表の第1と、第3条関係と、それから別表第2の違いがよくわからないのですが、この表の違いと、それから今までの山形保育園について別表2の方を規準にということで見ればよいと思うのですが、その説明をお願いします。

それから、もう1点は、第17号の方で、今までは土日休みで、保育が必要なときは土曜保育もやっていたのですが、日曜日だけというふうになったのか。かける場合はこの限りではないと思うのですが、そこをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、倉科子育て支援課長。

○子育て支援課長（倉科 寛君） 最初は議案第16の関係の別表1と2の関係です。

別表1につきましては、これは幼稚園に入園した場合の保育料になります。別表2につきましては、保育所に入園した場合の保育料になります。

それと、議案第17号の休日の関係でございます。土曜日につきましては、先ほども申しましたように、保育標準時間、これにつきましては11時間が本来基本です。ですから、土曜日につきましても、11時間の範囲内でもって保育をしなければいけないということになりますので、休日には当たらないということで、かけてございません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子議員） 先ほど、保育時間というか、見る時間が11時間と、今まで通常の8時半から4時半というのが、2つ、さっき半日ぐらいやっているのがありましたよね。そうすると、本当に事務が大混乱すると思うのですが、あまり利用状況は変わらないのか。

○議長（平沢恒雄君） 倉科子育て支援課長。

○子育て支援課長（倉科 寛君） 今、資料がないのですが、これにつきましてはほとんどが、約80数%が保育短時間、今までの保育時間を利用すると。そんな状況でございます。それにつきましては、別に、事務量につきましては、あとはどうしてもいけない方は保育短時間を利用しまして、あとは延長保育を利用するというので、今と変わらない状況でございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第18号

○議長（平沢恒雄君） 日程第27、議案第18号「山形村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） 議案第18号「山形村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げます。

教育長については、教育公務員特別法の規定により、教育公務員として位置づけがされるとともに、勤務時間その他の勤務条件については条例で定めることとするという規定がありました。しかし、教育公務員特別法が改正され、今まで教育長の勤務時間等を条例で定める根拠としていた教育公務員特別法の規定が削除となりました。このため、条例で直接引用する根拠法がなくなったため、新たに改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の関係条例の規定を置くこととするための改正であります。

ご審議をよろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○教育委員会次長（根橋範男君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明は終わりました。

それでは、議案第18号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第19号～議案第24号

○議長（平沢恒雄君） 日程第28、議案第19号から日程第33、議案第24号までを一括して議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題とした議案第19号から議案第24号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第19号から議案第24号まで申し上げます。「平成26年度一般会計補正予算（第5号）」から「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成26年度の締めくくりの補正予算であり、各会計の歳入歳出を正確に把握・精査の上、編成したものであります。

まず、議案第19号の一般会計の補正予算（第5号）は、歳入歳出に1,276万5,000円を追加し、補正後の予算規模は33億9,265万5,000円となっています。歳入予算では、村税に4,975万円、地方消費税交付金に2,529万8,000円、地方交付税に3,982万6,000円を追加する一方、国庫と県支出金から合計4,656万円を減額するなど、所要額を計上いたしました。

歳出予算では、事務事業の確定に伴い、総務費から2,802万8,000円、民生費から2,921万7,000円、衛生費から2,285万円、農林水産業費から3,691万8,000円をそれぞれ減額する一方、諸支出金の地域福祉基金積立金に5,000万円、公共施設整備基金積立金に8,936万7,000円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に、議案第20号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。平成26年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ですが、歳入歳出、それぞれ3,105万円を減額し、補正後の総額を歳入歳出ともに11億4,284万2,000円とするものです。医療費の支払い額が減少傾向で、今後の支払見込みから保険給付費の減額を行うものです。また、歳入歳出、それぞれの科目で金額が確定となったものなどについても整合を図るものです。

次に、議案第21号「平成26年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。平成26年度の山形村後期高齢者医療特別会計補正

予算案は、歳入歳出それぞれ4万7,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ6,388万円とするものです。歳入の保険料額の見込み額、基盤安定繰入金の確定額などを議決予算額と整合させるとともに、採用する歳出科目の補正を行うものです。

次に、議案第22号「平成26年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」の提案説明を申し上げます。介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ366万円を減額し、補正後の予算総額を6億8,919万8,000円とするものです。主な内容は、歳入予算では国庫支出金217万9,000円、支払基金交付金68万9,000円、県支出金289万2,000円をそれぞれ減額しました。歳出予算では、居宅介護サービス給付費160万円、地域密着型介護サービス給付費240万円、地域支援事業費238万6,000円をそれぞれ減額し、施設介護サービス給付費130万円、介護予防サービス給付費200万円を増額するものです。

次に、議案第23号「平成26年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第1号）」であります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ200万円を増額し、総額1,580万円とするものです。歳入の主なものでは、使用料30万円の増額と一般会計から繰入金170万円の増額であります。歳出の主なものでは、清水に向かう林道堂ヶ入線の本管破損に伴う調査及び修繕費に148万6,000円、長期断水等による保障費60万5,000円を追加するものであります。

次に、議案第24号「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。今回の補正は、会計の年度末の歳入歳出の見込みを精査しまして、歳入歳出それぞれ625万7,000円を減額し、予算総額を4億5,213万3,000円とするものです。補正の主な内容ですが、歳入予算で下水道分担金及び使用料の減収見込み額515万円、国庫補助金の社会資本整備総合交付金を120万円減額するもので、歳出予算では下水道事業建設費で事業の確定に伴う委託料等不用額599万6,000円、事業管理費では事業費不用額199万4,000円を減額し、公課費の消費税不足額480万5,000円を増額します。また、予備費では300万円を減額するものであります。詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。最初に議案第19号について、詳細説明がありますか。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） それでは事細かな説明は後日、委員会の中でという形になるかと思っておりますので、補正予算第5号につきまして、まず予算書の6ページを開きいただきたいと思っております。事項別の説明、増減の大きなものについて説明をさせていただきます。

まず、1の村税ですが、個人、法人住民税、固定資産税、自動車税等の収入見込みが固まってきたということで、4,950万円の増収見込みとなっております。6の地方消費税交付金でございますが、2,529万8,000円の増額という形でございます。7の自動車取得税交付金は消費税アップの反動という形かと思われませんが、530万円の減額を見込んでおります。9の地方交付税ですが、交付決定額としまして、3,982万6,000円の追加をいたしまして、12億7,681万1,000円とするものでございます。

13の国庫支出金でございますけれども、臨時福祉交付金、対象事業の完了等によりまして、1,594万1,000円の減額となっております。14の県支出金につきましても、国庫支出金と同様の内容という形で、3,061万9,000円の減額となっております。17の繰入金でございますが、公共施設整備基金の繰入金を5,077万円ほど予定していましたが、全額一般財源として振り替えのために減額としました。19の諸収入ですが、年度末精算、実績を見込みまして、22万7,000円の増という形でございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思っております。歳出でございますが、26年度の事業完了見込みという形の中で、不用額の整理、精算によります減額の反面、地域福祉基金に5,000万円、公共施設整備基金費に8,936万7,000円を積み立てるものという形にしております。

まず、1の議会費でございますが、議場の録音システム等の工事請負費の不用分が発生しておりまして、その辺が主な減額内容という形でございます。総務費では電子計算費として計上されていましてマイナンバー制のシステム設定変更委託料が総務省の基準等の関係で1,280万円の減額となります。それが主なものでございます。

民生費では臨時福祉給付金や子育て世帯への臨時特例給付費の不用分が大きな減額要因となっております。2,921万7,000円の減という形でございます。衛生費では、医薬材料費、それから年度末という形で健診委託料が当初より見込みが少なかったという形で、2,285万円の減額となっております。

6の農林水産業費では、新規就農者への補助金の申請者等が当初予定していたのがいなかったりとか、被災地向けの携帯育成事業の不用額が大きなものとなっております。3,691万8,000円の減でございます。教育委ではほとんどが事業完了に伴う生産、

それからトレーニングセンター、ミラ・フード館等の公共施設の維持管理費の不用見込みという形で411万3,000円の減額となっております。

諸支出では、先ほども申しあげました地域福祉基金へ5,000万円、公共施設整備基金等へ8,936万7,000円の積み立てという形が主なものでございます。また詳細につきましては、先ほど申しあげましたように、後日の委員会という形でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第20号についての詳細説明はありますか。

青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） お手元の補正予算書をお開きいただければと思います。6ページの方で説明をさせていただきますので、お願いします。

各事項別の明細になりますけれども、まず歳入の関係であります。保険税につきましては、各科目ごとに収入見込み額で補正をしまして、保険税全体では350万円の増額となります。

また、その下、国庫の支出金の関係であります。医療費の支払い、まだまだ支払い途中ではありますけれども、減少傾向にあることです。こちらの方も約2,000万円の減額という見込みであります。

次のページ、7ページになります。7ページ真ん中の表ですが、療養給付費等の交付金。こちら医療費の動向によりまして、1,800万円の減額をいたしました。これに合わせまして、歳出の関係では9ページからになります。主だったところを申し上げます。全体では保険給付費になりますけれども、医療費の支払いが減少見込みという中で、それぞれの科目で見込みで減額をしております。ただ、医療費の請求は、今後あと2回の支払いは4月以降の請求になりますために、ある程度予算には余裕を持った形を見ておりますけれども、保険給付費全体では2,900万円の減額を行うものであります。

それから13ページ、一番最後の方ですが、真ん中の欄になります。人間ドック。こちらは補助金関係ですが、受診者が非常にこの冬場、増加しておりまして、今後の見込み分ということで予算策定時におきまして120万円分を増加したものであります。そのほか、細かいものにつきましては、それぞれ各科目で整合を図る内容でありますので、よろしく申し上げます。

以上になります。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第21号について、詳細説明はありますか。

青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 後期高齢者医療の補正です。別冊の補正予算書の6ページをお開きいただければと思います。歳入になります。

補正額全体では大きな変動はないわけですが、今回、保険料におきまして、特別徴収と普通徴収、大分対象者が入れ替わった経過がありまして、ご覧のように総額では42万円の増額でありますけれども、内訳を変更させていただきました。

そのほか6ページから7ページに続く歳入の関係では、それぞれ確定額に予算額を合わせたものでありまして、これに伴う以下8ページからの歳出は歳入からの内容を反映させたもので補正をさせていただきましたので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第22号について、詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第23号について、詳細説明はありますか。

○建設水道課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第24号について、詳細説明はありますか。

○建設水道課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

これより議案第19号から議案第24号までについて、一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も、一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第25号

○議長（平沢恒雄君） 日程第34、議案第25号「平成27年度山形村一般会計予算について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第25号から議案第31号までの平成27年度山形村の一般会計1会計、特別会計3会計及び公営企業会計3会計の合計7会計に係る当初予算について提案申し上げます。

山形村の平成27年度当初予算につきましては、厳しい財政状況のもと、住民のニーズを見極め、選択と集中を基本とし、優先順位について厳しい選択を行い、第5次山形村総合計画及び前期基本計画に基づき、日本一元気な村づくりの実現に向けて予算編成を行いました。

それでは、議案第25号「平成27年度山形村一般会計予算」であります。一般会計の当初予算の規模は、総額34億8,900万円となっておりまして、前年度の当初予算と比べ、13%増、4億1,600万円の伸びとなっております。歳入予算では、村税が前年度とほぼ同じ9億751万3,000円、地方交付税も前年度とほぼ同じ11億7,687万円の財源を見込みました。

一方、財政の健全化も配慮しつつ、必要なサービスを確実に提供できるよう、基金からの繰入金は前年度の当初予算と比べ、47%増の1億2,202万9,000円、村債については4億5,540万円とするなど、所要額を計上しました。

歳出予算では、人件費が特別職は4.4%増の1億2,121万5,000円、一般職は4.3%減の5億5,109万4,000円を計上しました。議会費は議場録音システム改修工事の終了に伴い、3.4%減の7,624万9,000円を計上しました。総務費は防災行政無線整備事業費等に新たに取り組むこととして、56%増の6億3,573万8,000円を計上しました。民生費やふれあいの館の施設整備事業費等のため、前年度比5.6%増の10億7,413万円を計上しました。衛生費は従前の事業に加え、健康イベントや健康寿命延伸事業推進検討会議などにあわせて3億4,208万6,000円を計上しました。農林水産業費は国営かんがい排水事業中信平二期地区負担金8,460万円、風食防止対策事業に300万円など、56.7%増の2億395万1,000円を計上しました。土木費は、道路の舗装、補修、新設、改良及び河川、橋梁の改修工事等に前年度予算に比べ14.7%増の4億2,846万円を計上しました。交際費は地方債等の返還金、償還金が3.2%減の2億5,786万5,000円となり、地方債の平成27年度末の現在高は29億8,910万9,000円となる見込みであります。

当初予算の第2条から第4条までは、地方債、知事借入金及び歳出予算流用の事情に関して、地方自治法のそれぞれの規定によりまして、予算で定めるものであります。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） それでは、議案第25号、平成27年度一般会計予算について、少し補足をさせていただきます。事細かな説明につきましては、後日、説明会があることになっておりますので、そちらの方で説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほどと同じように、9ページの事項別明細書をお開きいただきたいと思います。歳入の主なものでございますが、1の村税につきましては、27年度、9億751万3,000円ということで、前年比120万円の減という形で見込んでおります。2款の地方贈与税から10の交通安全特別交付金でございますけれども、これは国や県から一定の基準で村に交付される内容のものでございます。この9つの款では13億2,097万円という形で、前年と比べますと、1,587万1,000円の増額を見込んでおります。この中で、9の地方交付税でございますが、先ほど村長も申しあげましたように、前年とほぼ同様の額を見込んでいっているという形で、11億7,687万円でございます。

それから、11の分担金及び負担金でございますが、27年度の予算としましては、7,009万4,000円ということで、26年度と比べますと、1,158万1,000円の減ということですが、これは保育料の負担金が減額見込みになるという形での計上でございます。

13の国庫支出金ですが、27年度、2億7,007万2,000円。26年度対比で1,446万円の増であります。これは民生費が2,017万3,000円ほどの減額の反面、総務費がマイナンバー制度のシステム整備の補助金等が出てくると。それから土木費の社会資本整備総合交付金の増があるという形での見込みでございます。

14の県支出金ですが、27年度予算は1億9,371万5,000円。これも26年度対比では1,551万5,000円の増の見込みでございます。民生費の社会福祉費の補助金の増が主なものでございます。

15の財産収入でございますが、27年度予算、639万5,000円を見込んでおります。前年と比べますと、80万2,000円ほどの減という形ですが、これは土地・建物の貸付料の減額。これは26年度から減額されているものなのですが、その関係で80万円ほど減額という形での計上でございます。

17の繰入金ですが、27年度予算、1億2,202万9,000円。26年度対比では3,900万9,000円の増を見込んでおります。これは児童館の改修に要する児童福祉建設改築基金からの繰り入れが主なものになります。

18の繰越金でございますが、前年度から2,000万円多く見まして、5,000万円を繰越金という形で計上させていただいております。

20の村債ですが、先ほど村長が申し上げましたように、4億5,540万円ということで、前年より3億1,540万円の増という形で見込んでおります。主なものは防災無線等に係る事業の起債でございます。

それから11ページをご覧くださいと思います。歳出の主なものでございます。先ほど村長の方で、1の議会費から土木費までと、12の交際費は概要を申し上げましたので省略をさせていただきますが、9の消防費では、昨年と同様の1億2,581万8,000円。主なものは常備消防費としまして、広域連合の消防費負担金が主なものでございます。

教育費は2億8,558万7,000円で、2,557万5,000円の増となっております。この増額の主なものは、鉢盛中学校の維持経営費の負担金でございます。その他につきましては、先ほど申し上げましたように、後日の予算の説明会というところで説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第25号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番上条です。予算審議の前に一言、財政担当にお聞きしますが、今年、村債は総額4億5,000万円。昨年度に比べれば3倍ですけれども、決算の数字等を見ると、村債が30億円くらいは健全の範囲とすればどうということはないのですけれども、その割には防災無線事業に2億5,000万円くらい起債されても、ほかにも2億円の起債をするということで、ちょっとこの辺で、もし、大型補正等の発生時に本当にこれが弾力のある予算編成といえるのかどうか。その見込みだけ教えていただければありがたいのですが。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、上条主幹、答弁を願います。

○総務課主幹（上条憲治君） 今回、地方債等にかかわります実質公債費率等の上限等

につきましては、今回、地方債が緊急防災減災事業債に2億2,500万円と、今回の起債の半分ほどを見込んでいるわけでありますが、緊急防災減災事業債につきましては、起債の対象となる事業費については100%、それから交付税処置が80%というような、いわゆる有利な起債になっておりますので、実質公債費率にすぐには結びつかないというか、比較的有利な起債でありますので、実質公債費率にはそんなに響いてこない、というふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第26号

○議長（平沢恒雄君） 日程第35、議案第26号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第26号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

平成27年度山形村国民健康保険特別会計予算案は、歳入歳出それぞれ、10億8,550万円とするものです。歳出での保険給付費は7億5,273万1,000円を計上しました。また、歳入での保険税収入は2億8,620万円を見込んでいます。

前年度、当初予算額と比較して、1.3%の減少であり、これは医療費支出が減少傾向からであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは国保会計、予算書では137ページからになりますが、次のページで概要を説明したいと思います。

まず、予算書には記載がございますが、個々の基本的事項としまして、平成27年度は被保険者数を当初、2,690人ほど、これは前年度より30人ほど増加をした中です。受診件数は前年同数の3万7,000件を見込んで編成をした内容でありませぬ。

それでは歳入、138ページですけれども、保険税収入は前年度と同額の2億8,600万円ほど。これは全体の26%ほどを占めております。国庫の支出金は2億2,600万円ほど。約2割。それから前期高齢者交付金も2億7,700万円で、25%を予算の中では占めている主な科目でございます。

次に、歳出の方に移ります。次のページ、140ページで全体の説明をしたいと思ひます。まず、保険給付費ですが、医療費の支払いが減少傾向と見まして、前年度に比較して全体で約1,700万円を保険給付費で減額をしました。これは全体予算の約7割に相当する科目でございます。後期高齢者支援金は1億3,000万円で、これも12%ほどを占めております。

特に新しいのでは、過年度分の国庫支出金の償還。これは26年度に受け入れた国庫金等の償還が翌年度に見込まれるということで、あらかじめ500万円ほど見込みをしまして、今回、繰入と償還、両方にこの金額を計上したものであります。この500万円は、今後、さらに26年度の決算によって前後するものでありますけれども、そのことをご理解いただいた中で、会計全体では、先ほど村長が申しましたが、前年度より減額、約1.3%という内容であります。

よろしくお願ひします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第26号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第27号

○議長（平沢恒雄君） 日程第36、議案第27号「平成27年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第27号「平成27年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

平成27年度山形村後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出それぞれ、6,623万3,000円とするものです。前年度当初予算額と比較して、3.6%の増加です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

青沼住民課長。

○住民課長(青沼永二君) それでは予算書の162ページをお開きいただきたいと思
います。こちら後期高齢者医療、債務の関係であります。こちらも基礎的には被保険
者数はほぼ横ばいと見まして、見込み1,040人ほどの内容で、今回、見積もりを
させてもらっております。

保険料では全体で4,900万円ほどと、前年に比較しまして230万円ほどの増加見込み
をしております。大きな変動はないものと見ております。これに合わせまして、歳出
では、歳出科目に合わせまして積算した内容で科目を組んでおります。先ほど村長が
申しましたが、約3.6%ほどの増加という内容でありますので、よろしくお願
いします。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第27号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第28号

○議長(平沢恒雄君) 日程第37、議案第28号「平成27年度山形村介護保険特別
会計予算」について議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第28号「平成27年度山形村介護保険特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計の当初予算の規模は、歳入歳出それぞれ6億8,354万3,000円であります。平成27年度は介護保険事業計画は第6期の1年目となります。

主な内容は、歳入では介護保険料1億5,457万2,000円、国庫支出金1億4,427万7,000円、支払基金交付金1億8,309万2,000円、県支出金9,605万5,000円、一般会計繰入金1億130万円。

歳出では、保険給付費6億4,680万7,000円、地域支援事業費2,587万5,000円を計上しました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長(塩原美智代君) それでは、予算書の171ページから介護保険特別会計になりますが、まずは175ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書です。

歳入の主なものですが、保険料で1億5,457万2,000円、国庫支出金で1億4,427万7,000円、支払基金交付金で1億8,309万2,000円、県支出金で9,605万5,000円、繰入金で1億138万円となっております。

176ページをお開きください。こちらは保険給付費が6億4,680万7,000円で、歳出の主なものになっております。保険給付費の主なものにつきましては、183ページをお開きください。居宅介護サービスの給付費が2億4,200万6,000円、地域密着型介護サービス給付費が1億453万3,000円。

184ページにまいりまして、施設介護サービスの給付費が2億1,655万7,000円ほかとなっております。

次に、地域支援事業につきまして、192ページをお開きください。地域支援事業費につきましては2,587万5,000円を計上し、地域の高齢者を対象とした介護予防のためのサービスを提供する事業を計上しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第28号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第29号

○議長（平沢恒雄君） 日程第38、議案第29号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」について議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 議案第29号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

本年度は大きな事業等の予定はなく、経常的な予算となっています。歳入歳出の予算総額は1,480万円であります。

予算の主な内容ですが、歳入では水道使用量で573万2,000円、繰入金で884万8,000円を見込みました。

歳出では、経営管理費で766万6,000円、交際費で702万2,000円を計上しました。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） それでは補足説明を申し上げます。

予算書は201ページからであります。歳入歳出予算の総額は、前年度予算に比較して100万円増の1,480万円としました。

次に、206ページ、歳入をご覧いただきたいと思います。1款1目1項の使用料ですけれども、573万2,000円を計上しております。これは前年度とほぼ同額であります。

中段になりますけれども、2款、繰入金。一般会計の繰入金ですが、884万8,000円を見込んでおります。前年度と比較して、177万4,000円の増であります。

次に208ページをご覧いただきたいと思います。歳出になります。中段になります。1款経営管理費、1目浄水及び給水施設管理費ですが、530万6,000円で、前年度比141万6,000円の増額であります。主に修繕料の増額と長期断水による補償費であります。

次に209ページ、中段になります。歳出のおよそ5割を占める2款公債費ですけれども、702万2,000円を計上しております。

211ページは起債残高調書であります。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第29号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第30号

○議長（平沢恒雄君） 日程第39、議案第30号「平成27年度山形村下水道事業会計予算」について議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第30号「平成27年度山形村下水道事業会計予算」であります。

平成27年度から地方公営企業法を適用しています水道事業と同様に、企業会計方式の予算であります。予算書では、前年度予算額数値が0円となっております。

3条の収益的収支予算では収入で下水道収益4億5,070万円。支出では下水道事業費4億4,648万3,000円を見込みました。

次に、4条の資本的収支予算では、収入で1億3,099万2,000円を見込みました。支出では建設改良費で耐震調査や長寿命化再構築工事に3,740万円、企業債償還金2億2,503万2,000円を計上しました。

資本的収入額が資本的支出に対して不足する額1億3,160万8,000円につきましては、

消費税収支調整額と当年度損益勘定留保資金で同額を補てんしようとするものです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） それでは下水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。予算書で213ページからであります。

先ほど村長が申し上げましたが、下水道事業につきましては27年度から地方公営企業法の適用になりまして、経理方式が企業会計となっています。

それでは予算書214ページをご覧くださいと思います。中段の第4条の2、特例的収入及び支出であります。これは平成26年度公共下水道事業特別会計を3月末で打ち切り決算としたために発生する4月以降の平成26年度の未収金及び未払金の総額を計上したものであります。未収金で1,863万円、未払い金では1,998万8,000円を見込んでおります。これにつきましては、法適用の初年度のみ発生する者であります。

また、下段の他会計からの繰入金につきましては、一般会計から2億5,000万円を繰り入れるものです。前年度と繰入額は同額であります。

次に、予算書215ページ、3条予算の収益的収入であります。総額4億5,070万円を計上しております。主な収益ですが、1項1目、営業収益の下水道使用料であります。現年度、過年度あわせて1億5,793万円を見込みました。

6項6目、営業外収益の他会計補助金で、一般会計からの繰入補助金として、この3条予算に1億6,095万8,000円を計上しました。

その下、16目、長期前受金戻入で、資本剰余金の収益額として1億3,150万円を計上しております。

次に、予算書216ページであります。収益的支出であります。総額で4億4,648万3,000円を計上しております。1項の営業費用であります。目で管渠費、処理場費、総係費、減価償却費、資産減耗費というふうに区分をしております。この目の総額で計3億5,766万4,000円を計上しました。

主な支出ですけれども、218ページになります。減価償却費で2億5,353万9,000円であります。

次に、同じく6項ですが、営業外費用8,790万1,000円で、主な支出は目1の支払利

息であります。7,667万5,000円を計上しております。

次に、219ページ。4条予算の資本的収入であります。収入総額1億3,099万2,000円を見込みました。6項の他会計出資金及び11項他会計補助金ですが、一般会計からの繰り入れで、合わせて8,904万2,000円を見込んでおります。

21項の国庫補助金は2,020万円、26項の受益者分担金は前年度と同額の875万円。また、41項の基金取崩収入で、下水道整備推進基金から1,300万円を収入として見込んでおります。

中段の資本的支出であります。1項6目、処理場建設改良費であります。浄化センターの長寿命化再構築工事費の補助事業に3,740万円。また、11項になります。企業債償還元金2億2,503万2,000円を計上しました。支出総額は2億6,260万円となっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第30号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第31号

○議長（平沢恒雄君） 日程第40、議案第31号「平成27年度山形村水道事業会計予算」について、議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第31号「平成27年度山形村水道事業会計予算」であります。

3条の収益的収支予算では、収入で水道事業収益を2億1,360万円、支出では水道事業用費を1億9,140万円と見込み、差し引き2,200万円を利益余剰金を見込みました。

4条の資本的収支予算では、収入では負担金202万円を見込み、支出では建設改良費で唐沢取付監視カメラ設置等に1,003万4,000円、企業債償還元金に6,641万1,000円、合

計7,890万円を計上いたしました。資本的収支額が資本的支出額に対して不足する額7,688万円につきましては、消費税収支調整額と過年度損益勘定留保資金で同額を補てんしようとするものであります。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

赤羽建設水道課長。

○建設数道課長（赤羽孝之君） それでは補足説明を申し上げます。予算書は231ページからであります。

上段になります。第2条業務の予定量であります。前年度と比較し、給水戸数で21戸増の2,950戸、日平均給水量も30立方メートル増の2,690^mと微増の状況であります。

次に、233ページになります。3条予算の収益的収入ですが、総額で2億1,360万円、前年度並みの予算額となっております。

主な収益ですが、1項1目給水収益で、水道料金1億9,834万4,000円。下段の2項3目、長期前受金戻入1,007万6,000円であります。

次に、234ページ、収益的支出であります。総支出で1億9,140万円、前年度に比べ、385万円の減額となっております。

主な要因ですが、236ページ下段になります。5目、減価償却費の減額が366万6,000円と、237ページの中段2項1目の支払利息113万4,000円の減額によるものであります。

次に、238ページ、4条予算の資本的収入であります。1項1目の他会計負担金でありますけれども、一般会計からの負担金で前年度と同額の202万円であります。

それから中段になります。資本的支出であります。支出総額7,890万円を計上しております。

支出の主なものですが、1項1目配水設備費で、唐沢の原水の取水監視カメラ設置等に1,003万4,000円。それから2項1目企業債償還元金に6,641万1,000円を計上しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第31号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託について

○議長（平沢恒雄君） 日程第41「議案の委員会付託について」を議題とします。本日提出されました議案第3号から議案第31号については、お手元に配布の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたします。

◎散会の宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

(午前12時05分)